

提案内容に対する所管省庁の回答

専門チーム案件

受付日：平成 29 年 9 月 28 日 所管省庁への検討要請日：平成 29 年 11 月 6 日 回答取りまとめ日：平成 29 年 12 月 15 日

提案事項	クリーニング商品受け渡しロッカーの設置について
具体的内容	<p>現在、宅配便の再配達対策や省エネルギー実現のために、国土交通省が主導して市中（主に駅等）に宅配便受取ロッカーの設置が推し進められているが、同様にロッカーを利用したクリーニング品の受渡サービスを許可していただきたい。</p> <p>クリーニング業は生活衛生関連業種のため、厚生労働省の管轄下においてクリーニング業法によってその業務が規制されているが、昨今インターネットを利用して顧客からクリーニングの依頼を受け、宅配便を利用してクリーニング品を受け渡すという、クリーニング業法では違反である（本年 3 月の予算委員会で塩崎大臣が、宅配便の車両が無店舗のクリーニング業としての届け出がなされていない）業態も広く利用されるようになってきている。</p> <p>また、この方法ですと先に記載した受け取りロッカーでクリーニング品を受け渡すことが可能となり、業法が有名無実化している。</p> <p>ところが、クリーニング受渡のロッカーについては、これまで単体での設置について許可がでたことはなく、管轄の保健所に問い合わせても前例がないという理由で許可ができません。過去、メトロや小田急電鉄が駅に設置したことがあるが、保健所に対しすぐにクリーニング業者からの指摘が入り撤去命令が出され、現在、国内では保健所の認可を受けたクリーニング受渡ロッカーの設置事例がないのが実情である。</p> <p>しかしこれもマンション内に設置されたロッカーではクリーニング品の受渡については規制されたこともなく、今の実情を鑑みた場合、規制は現実的ではないため、ロッカーを設置する場合のルールを定めた上で、設置を認める方が消費者の利便性も向上すると考える。また宅配便でクリーニング品を送るという実情も法的解決が図られると考える。</p>
提案主体	（一社）日本フランチャイズチェーン協会

	所管省庁：厚生労働省
制度の現状	<p>○ クリーニング業法第 2 条第 1 項において、「クリーニング業」とは、溶剤又は洗剤を使用して、衣類その他の繊維製品又は皮革製品を原型のまま洗たくすること（繊維製品を使用させるために貸与し、その使用済み後はこれを回収して洗たくし、さらにこれを貸与することを繰り返して行なうことを含む。）を営業とすることとしています。</p> <p>○ また、同条第 2 項において、「営業者」とはクリーニング業を営む者（洗たくをしないで洗たく物の受取及び引渡しをすることを営業とする者を含む。）と定義しています。</p>
該当法令等	クリーニング業法第 2 条及び第 5 条第 2 項
対応の分類	対応不可
対応の概要	<p>○ クリーニング業法第 5 条第 2 項では、洗たくをしないで洗たく物の受取及び引渡しをすることを営業とする場合は、取次店として届け出ることとされており、対面ではなく、ロッカー等を媒介として洗たく物の受取及び引渡しを行う場合においても、当該届出が必要となります。</p> <p>○ ロッカー等の設置に当たっては、ロッカー等の設置又は管理する事業所が取次店に該当し、ロッカー等は当該取次店の施設の一部とみなすことが適当であることから、衛生管理及び保管管理に支障をきたさないため、当該取次店の店頭等に併設されることが適当と考えます。</p>

区分（案）	◎
-------	---